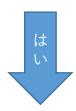
## こどもを守る安心の家参画フローチャート (事業者対象)

県内に2か所以上の事業所(店舗)を有している。



いいえ

県内全ての事業所(店舗)が安心 の家へ加入する。 2台以上の車両を「110番の車」として運用する。







事業所が建物 の1階にある。 各警察署生活 安全課又は通学 区内の小学校へ ご連絡ください。

通常業務を通じ ての見守り活動を お願いします。





企業独自のデザイン看板(ステッカー)等の設置を 検討している。

「110番の家」となる事業所が1階にないと、児童等が駆け込むことができないため、通常業務を通じての見守り活動をお願いします。





長野県警察本部まで御連絡ください。